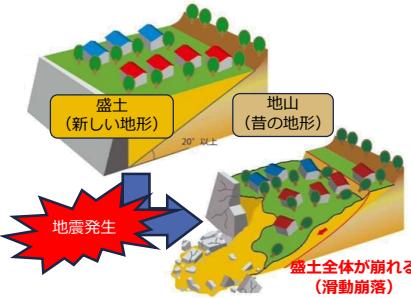


# 高萩市における宅地耐震化推進事業の取り組みについて

## 1. 宅地耐震化事業とは

### (1) 事業の背景

- 兵庫県南部地震（平成7年）や新潟県中越地震（平成16年）において、大規模な盛土を行った造成地が滑動崩落し、甚大な被害が発生したことから、宅地造成等規制法が改正（平成18年）され、宅地耐震化推進事業が創設されました。
- 滑動崩落の被害は、東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）でも発生しており、本市でも大規模地震発生の切迫性が増す中で速やかな事業の推進が急務となっています。



### (2) 事業の流れ

- 本市では、国土交通省が示す、『大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン』（以下、ガイドライン）に沿って事業を進めています。

#### ① 第一次スクリーニング調査

：新旧の地形図等を重ね合わせ、大規模盛土造成地を抽出

#### ② 第二次スクリーニング計画（優先度評価調査）

：抽出された大規模盛土造成地から、優先的に調査を実施する箇所を選定

#### ③ 第二次スクリーニング計画（簡易地盤調査及び解析）

：簡易貫入試験により、優先的に第二次スクリーニング調査を実施する箇所を選定

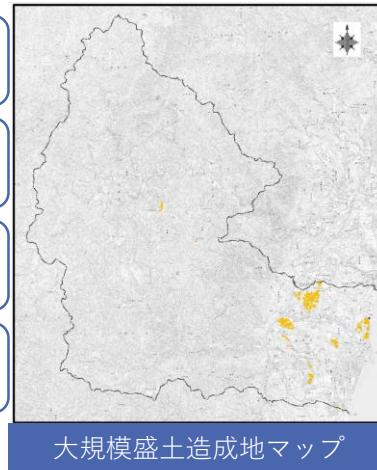
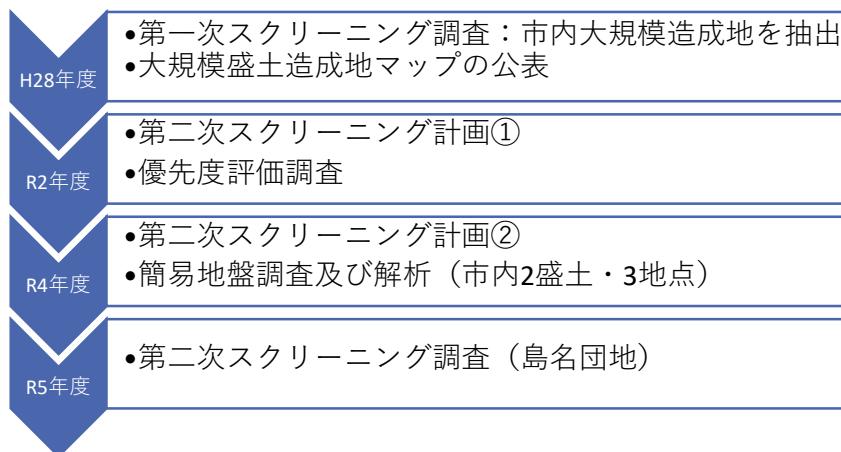
#### ④ 二次スクリーニング調査（簡易地盤調査及び解析）

：詳細な地盤調査を行い、得られた土質データを用いて斜面の安定計算を実施

#### ⑤ 滑動崩落対策工事：土地・地形・地質に応じた対策工事を実施

## 2. これまでの取り組み経過

### (1) 取り組みの経緯



大規模盛土造成地マップ

### (2) 調査箇所の選定

- I. 大規模盛土造成地の抽出（第一次スクリーニング調査）
  - 昭和21年～平成23年にかけて造成された市内85箇所の大規模盛土造成地を抽出
- II. 優先度評価ランクの設定（第二次スクリーニング計画①）
  - 85箇所の大規模盛土造成地で現地踏査を実施し、ガイドラインに沿った踏査項目に基づいた踏査を行い、社会的要件とあわせて総合的に優先度ランクを設定
- III. 第二次スクリーニング調査の実施箇所設定（第二次スクリーニング計画②）
  - 2盛土（3地点）に対して簡易地盤調査及び安定解析を実施し、学識経験者からの助言を踏まえ、さらに第二次スクリーニング調査を実施する箇所を選定

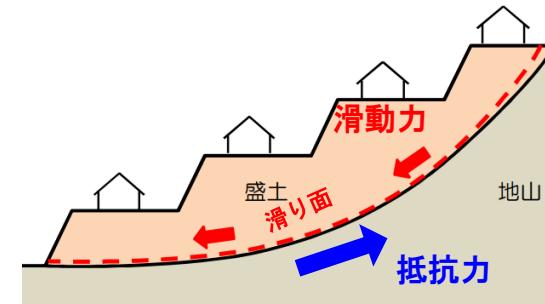
## 3. 第二次スクリーニング調査（島名団地）の結果

### (1) 調査概要

- 調査の内容：盛土範囲の特定、地盤調査、地下水位観測、斜面の安定計算の手順で実施しました。
- 調査の指針：ガイドラインに基づいて実施しました。

### (2) 斜面の安定計算

- 大地震による地震動を考慮した斜面の安定計算により、【盛土の滑りに抵抗する力（抵抗力）】と【盛土が滑ろうとする力（滑動力）】を算出・比較し、検証しました。



### (3) 調査結果

- 検討結果により、緊急に対策工事などの是正措置を実施する必要性はない盛土であると評価されました。
- ただし安定計算結果では、軟弱地盤の分布や検討条件の不確実性により、現段階で安全性の保障はできないという結果が得られています。今後の対応として「経過観察」を継続し、必要に応じて追加調査あるいは対策工事を検討する方針と致します。

### (4) 学識経験者との検討会協議

- 学識経験者との検討協議会により、本調査の結果が了承されました。
- 今後の【経過観察および追加調査の取り組み内容】として、盛土の状況を確認していき、より詳細な調査・観察を実施するという取り組みについても了承されました。

## 4. 今後の取り組み

- 本市では、盛土造成地の変状や湧水の状況を確認することで優先的に第二次スクリーニング調査を実施する箇所を選定していますが、あくまで変状等は現地を確認した時点（本市の場合は令和2年度）のものであり、経年によって新たな滑動崩落の前兆と予想される変状が生じる可能性があります。
- そのため、今後は現地踏査による「経過観察」を継続的に実施し、滑動崩落の兆候の早期把握に努めることとします。盛土の安定性低下や新たな兆候が確認される場合は、専門家と協議し、追加調査や防災対策を含めた対応を検討致します。

## 5. 各宅地における経過観察に向けて

- 今回実施した調査は、盛土造成地全体に対する調査であり、盛土造成地内にある個々の擁壁や斜面地、構造物の軽微な変状等を調査したものではありません。
- 過去にあった宅地被害の事例のように、地震や大雨の際、擁壁の老朽化が要因となって擁壁が崩れ、近隣を巻き込んだ宅地被害が発生してしまうこともあります。
- 皆様の財産である家屋や宅地を守るため、土地所有者の皆様ご自身による擁壁や斜面地の維持管理・観察に努めていただくよう、お願い致します。変状等が見受けられる場合は担当課へご連絡ください。